

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月19日
【発行者の名称】	株式会社北王GROUP
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 英則
【本店の所在の場所】	東京都北区王子2丁目30番2号 井門王子ビル7F
【電話番号】	03-3913-8400
【事務連絡者氏名】	常務取締役 古瀬 伸幸
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2026年4月22日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場の際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社北王GROUP https://www.hrg.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		2024年10月	2025年10月
売上高	(千円)	5,503,750	6,559,405
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△167,501	26,645
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△124,951	12,216
包括利益	(千円)	△124,951	15,877
純資産額	(千円)	162,598	178,475
総資産額	(千円)	3,299,924	3,260,545
1株当たり純資産額	(円)	832.80	914.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△639.98	62.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	4.9	5.5
自己資本利益率	(%)	—	7.2
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	140,596	476,565
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△215,980	△70,738
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	121,648	△309,146
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	368,114	464,793
従業員数 (臨時従業員数)	(名)	331 (127)	335 (130)

- (注) 1. 当社は、2023年11月1日設立のため、それ以前に係る記載はしていません。
2. 第2期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第1期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載していません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載していません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
6. 臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の人員数を()内に外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第2期の連結財務諸表については、監査法人Innovationの監査を受けておりますが、第1期の連結財務諸表については当該監査を受けていません。

2 【沿革】

当社は、2023年11月に設立され、北王流通株式会社、北王デリバリー株式会社、株式会社北王フードベースの完全親会社となり、現在に至っております。

また、当社の事業は1980年東京都北区において、関東圏における冷凍・冷蔵食品配送サービスを提供する会社として、現在の北王流通株式会社の前身である古瀬商店により創業され、1990年に北王流通株式会社に事業を継承し、現在に至っております。

古瀬商店設立後の当社および当社グループに係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1990年10月	東京都北区豊島にて資本金300万円で北王流通(株)を設立し、古瀬商店の運輸事業を継承
1991年 5月	北王流通(株)代表取締役社長に古瀬一英が就任
1992年 6月	資本金を1,200万円に増資
1992年 7月	一般貨物自動車運送事業の許可取得。資本金を2,250万円に増資
1992年 9月	東京都足立区に足立営業所を開設。24時間のフル稼働体制を確立
1994年 4月	東京都足立区に(有)デリカぱっくん（現北王デリバリー(株)）を資本金300万円で設立。食品の販売業務を開始
1994年12月	埼玉県川口市に冷凍冷蔵倉庫を建設。同時に同市へ事業本拠を移転し、食品の低温保管および流通加工を開始
1995年 9月	千葉県四街道市に冷凍冷蔵倉庫を建設。千葉営業所を開設し、共同配送エリアを千葉地域へ拡大 ※2010年に船橋市に移転
1998年 3月	東京都大田区に大田営業所を開設。共同配送エリアを神奈川地域へ拡大
1999年 3月	東京都北区に(株)ベストスタッフ（現(株)北王フードベース）を資本金1,000万円で設立。人材派遣業務を開始
1999年10月	茨城県三和町に三和営業所を開設。 共同配送エリアを茨城地域へ拡大 ※2007年に加須営業所と統合
2000年 2月	埼玉県大宮市に大宮営業所を開設。 共同配送エリアを北関東地域へ拡大。関東全域の3温度帯共同配送を可能とする
2002年 4月	(有)デリカぱっくん（現北王デリバリー(株)）資本金1,000万円に増資 同時に(株)低温流通ネットワーク（現北王デリバリー(株)）に組織・名称を変更
2003年 8月	資本金を4,250万円に増資
2005年 3月	埼玉県さいたま市に大宮センターを開設
2006年11月	東京都北区王子に本社を移転 埼玉県加須市に加須営業所を開設
2007年11月	神奈川県横浜市に横浜営業所を開設
2009年 1月	千葉県市川市に市川営業所を開設、千葉県成田市に成田営業所を開設
2010年 3月	千葉県船橋市に船橋営業所を開設、神奈川県川崎市に川崎営業所を開設
2010年 9月	神奈川県厚木市に厚木営業所を開設
2011年 5月	神奈川県川崎市に新川崎営業所を開設
2012年 2月	市川営業所を船橋営業所と統合、川崎営業所を新川崎営業所と統合
2012年 8月	現在の東京都北区王子2丁目へ本社移転（同区内）
2015年 1月	千葉県習志野市に船橋、習志野営業所を移転
2017年 2月	神奈川県厚木市に厚木共配物流センターを開設

年月	概要
2018年12月	北王流通㈱の代表取締役社長に黒田 英則が就任
2020年6月	東京都新宿区に新宿デポを開設
2021年1月	㈱低温流通ネットワークから北王デリバリー㈱に名称を変更
2021年2月	埼玉県戸田市に戸田共配物流センターを開設、東京都台東区に上野デポを開設
2021年3月	神奈川県厚木市に厚木第2 共配物流センターを開設
2021年10月	㈱ベストスタッフから㈱北王フードベースに名称を変更
2021年11月	EC物流代行事業の開始
2022年6月	北王デリバリー㈱の代表取締役社長に古瀬 伸幸が就任
2023年11月	経営指導を目的として、株式移転により持株会社の㈱北王GROUPを設立
2023年11月	業務の効率化を図ることを目的として、北王流通㈱、北王デリバリー㈱、㈱北王フードベースを完全子会社化（現連結子会社）
2024年1月	埼玉県さいたま市岩槻区に岩槻共配物流センターを開設
2024年5月	東京都千代田区に秋葉原デポを開設し10拠点体制を確立
2025年1月	㈱北王GROUPの代表取締役社長に黒田 英則が就任し、代表取締役会長に古瀬 一英が就任併せて、北王流通㈱の代表取締役社長に古瀬 健二、 ㈱北王フードベースの代表取締役社長に小島 仁が、それぞれ就任

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社（北王流通株式会社、北王デリバリー株式会社、株式会社北王フードベース）により構成されており、首都圏の食品物流に特化し、トランスポート、都心デポ、ウェアハウスの3つのサービスを提供しております。

当社グループの食品ロジスティクス事業における各サービス及び連結子会社の位置付けは以下のとおりであります。

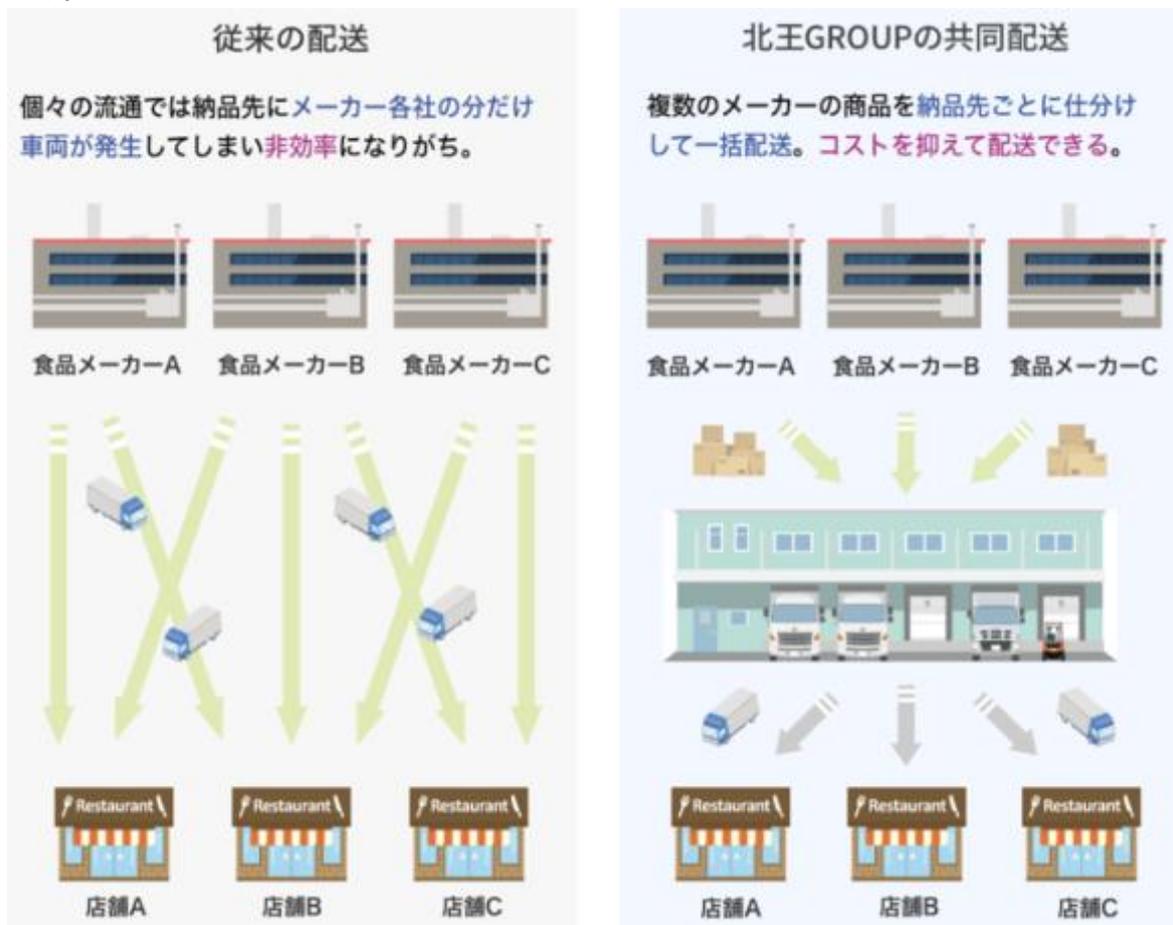
報告セグメント	主なサービス内容	会社名
食品ロジスティクス事業	トランスポート (共同配送事業)	北王流通(株)
	都心デポ (小型配送ステーションサービス)	北王デリバリー(株)
	ウェアハウス (物流センターの運営)	(株)北王フードベース

上記3つのサービスについて説明いたします。

(トランスポート)

当社グループは、主に関東圏においてトランスポートサービスを展開しており、食品物流に特化した高度な専門性と、東京・関東圏という大消費地における緻密な配送ネットワークを最大の強みとしております。大手外食チェーン店様や大手食品商社（食品卸）企業様をはじめとする多様なお客様のサプライチェーンを支え、1日あたり約3,000店舗という膨大な数の納品先へ、食材をお届けしております。この大規模な配送網の基盤となっているのが、関東圏に配置された7つの食品物流センター・食品倉庫と、そこを起点とする「共同配送網」であります。共同配送の推進により、トラックの積載率を最大化することで、物流コストの最適化に貢献いたします。

また、食品輸送において特に不可欠である厳格な温度管理を生産・保管・配送の全ての物流経路において一貫して維持する「コールドチェーン（低温物流体系・低温ロジスティクス）」の確立・運用に細心の注意を払っております。常温・冷蔵（チルド）・冷凍（フローズン）の3温度帯管理が可能な最新鋭の輸送車両を多数保有し、各温度帯に対応した食品倉庫と緊密に連携させることで、いかなる食品も最良の状態でお届けする体制を構築しております。



図表1：北王GROUPの共同配送

また、当社グループのトランスポートサービスは、都心部特有の複雑かつ困難な配送条件にも対応しております。駅ビルや百貨店、高層ビルの地下駐車場など、搬入車両の車高制限や厳しい搬入ルールが設定されている施設、あるいは狭隘な道路に面した店舗への配送も、専門的なノウハウを持つドライバーが安全かつ効率的に行います。このような配送ニーズに応えるため、3温度帯対応の小型トラックも完備しております。さらに、店舗スタッフ様の負担軽減や店舗運営の効率化に資するため、深夜・早朝の配送や、鍵をお預かりして店内の所定場所まで商品を納品する「無人店舗搬入」サービスも提供しております。拠点間（工場・メーカーから拠点、拠点から拠点）の在庫・貨物輸送や、チャーター便の非効率解消など、お客様の既存の配送ルートや課題を分析し、最適な配送プランをご提案することも可能であります。対象地域は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の関東全域に加え、山梨県、静岡県及び長野県含む1都9県にわたり、幅広いエリアの食品物流ニーズにお応えしてまいります。

（都心デポ）

当社グループの都心デポサービスは、首都圏における食品物流の「ラストワンマイル(注1)」配送という困難な課題を克服するために構築された、当社グループ独自の戦略的サービスです。東京湾沿岸、厚木、埼玉南部といった郊外エリアに、合計10,000坪を超える大規模な食品物流センターを配置し保管機能を持たせる一方、物流需要が集中する都心部の心臓部である新宿、渋谷、上野等にも戦略的に「都心デポ」を設置しております。この「郊外大規模センター」と「都心デポ」の有機的なネットワークこそが、当社グループの最大の強みです。この仕組みにより、郊外の大規模センターで一括して管理・保管されている膨大な量の食材を、一旦、配送エリアに最も近い都心デポへ効率的に横持ち輸送（中継）し、そこを配送起点として各店舗へのきめ細かな小口配送を展開することが可能となります。都心部に中継拠点（デポ）を持つことで、郊外のセンターから直接各店舗へ配送する場合と比較して、1配送あたりの往復走行距離が劇的に短縮されます。これは、配送ドライバーの運転負担軽減、車両の回転率向上、そして燃料費や高速代といった配送コストの大幅な節約と、配送オペレーション全体の効率化に直結します。特に東京都心部は、世界有数の過密都市であり、食品配送にとっては極めて障害の多いエリアです。狭隘な道路、慢性的な交通渋滞、駐車場スペースの欠如（路上駐車による駐車禁止取り締まりリスク）、駅ビル・百貨店・高層ビル特有の複雑な搬入ルール（地下駐車場への車高制限、納品時間の厳格な指定、セキュリティチェックなど）が常態化しています。当社の都心デポサービスは、こうした都心特有のあらゆる配送制約に対応するために最適化されています。

（ウェアハウス）

当社グループのウェアハウスサービスでは、関東圏における食品物流の戦略的拠点として、総規模10,000坪超のキャパシティを誇る7つの食品物流センター・食品倉庫を運営しております。これらの拠点は、東京湾沿岸、厚木、埼玉南部といった物流の主要結節点に位置し、お客様の広域なサプライチェーン・マネジメントを強力にサポートいたします。全ての拠点は、食品の特性に合わせた最適な保管環境を提供するため、常温・冷蔵・冷凍・超低温の4温度帯管理に完全対応しており、大量ロットの在庫保管ニーズにも余裕を持ってお応えできます。当サービスの核心は、単なる「保管」に留まらず、食品物流特有の高度な管理要求に応える包括的なソリューションを提供することにあります。工業製品とは異なり、食品には極めて厳格な「賞味期限・消費期限」の管理が求められます。そこで当社では、WMS（倉庫物流管理システム）と熟練した倉庫スタッフの連携により、日付単位での精密な在庫管理を徹底しております。これにより、フードロス削減が社会課題となる中で見直しが進む「3分の1ルール(注2)」といった業界特有の商習慣にも柔軟に対応し、スピーディな納品体制を維持しています。

さらに、当社は3PL（サードパーティー・ロジスティクス）事業者として、お客様の物流業務全般をワンストップで受託いたします。具体的には、食品の受発注管理、入庫時の検品、賞味期限の登録、WMSによる厳格な在庫管理、店舗ごと・納品先ごとのピッキング、荷役、仕分け、小分け、値札貼りなどの流通加工、そして伝票発行から最終的な店舗への配送まで、物流に関わるあらゆるプロセスを一括して代行します。お客様は、自社で物流センターやトラック、ドライバー、倉庫スタッフ、管理システムといった莫大な初期投資や専門ノウハウの構築にリソースを割くことなく、高品質かつ効率的な食品物流網を即座に確保いただけます。これにより、お客様は本来のコア業務である商品開発や販売戦略に経営資源を集中させることが可能となります。

(注) 1. ラストワンマイルとは、商品が最寄りの配送センターから顧客への配達地点まで移動する道のりのことで荷物受け渡しまでの最後の区間を指します。

2. 3分の1ルールとは、食品メーカーや卸売業者と、その食品を販売する小売店の間で決められた商習慣のことで、食品が製造された日から賞味期限までの全期間のうち、3分の1の期間以内に小売店舗に納品するという慣例をいいます。3分の1の日数を過ぎしまうと食品メーカーに返品され、その多くは廃棄されています。

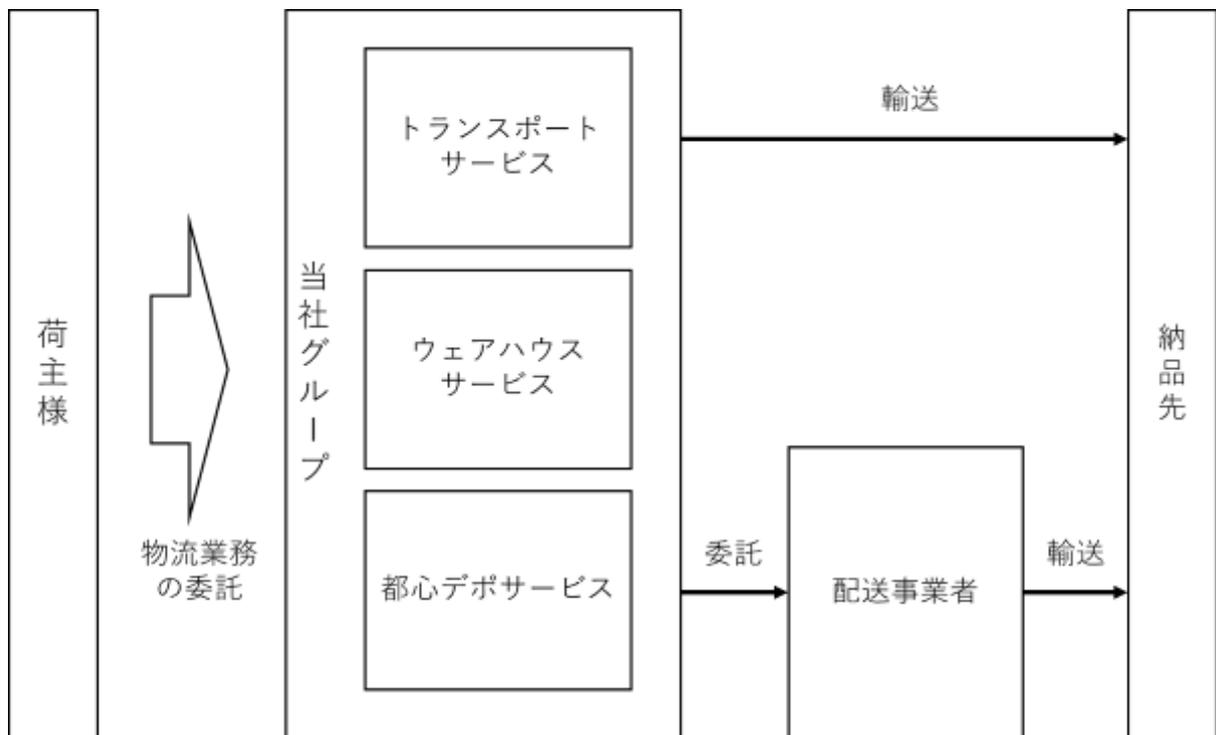


食品の受発注から在庫管理、店舗への輸配送までを一括してアウトソーシング！



図表 2 : 3PLの流れ

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



図表 3 : 事業系統図

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 北王流通(株) (注) 1, 2, 3	東京都北区	42,500	一般貨物自動車運 送業務、利用貨物 運送業務	100.0	役員の兼任 経営管理等
北王デリバリー(株) (注) 1, 2, 3	東京都北区	20,000	都心エリア配送業 務	100.0	役員の兼任 経営管理等
(株)北王フードベース (注) 1, 2, 3	東京都北区	26,258	4温度帯での在庫 管理、仕分等荷役 業務	100.0	役員の兼任 経営管理等

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 北王流通株式会社、北王デリバリー株式会社及び株式会社北王フードベースは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	北王流通	北王デリバリー	北王フードベース
① 売上高	5,812,981 千円	739,150 千円	841,153 千円
② 経常利益	38,313 "	9,659 "	△10,626 "
③ 当期純利益	12,455 "	3,787 "	△11,973 "
④ 純資産額	401,641 "	44,610 "	26,320 "
⑤ 総資産額	2,201,939 "	180,181 "	290,690 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

事業の名称	従業員数(名)
食品ロジスティクス事業	335 (126)

- (注) 1. 当社グループは、食品ロジスティクス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の人員数を（）内に外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 (8)	52.3	18.9	5,701

- (注) 1. 従業員数は正社員数であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、グループ企業からの転籍・受入出向者については転籍前の在籍会社や出向元における勤続年数を含めて記載しております。
4. 臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の人員数を（）内に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）における我が国の経済は、インバウンド需要の増加や大企業を中心とした大幅な賃金改定等により、景気の緩やかな回復基調が続いております。一方で、円安の恒常化や慢性的な人手不足等による継続的な物価上昇やエネルギーコストの高止まり、米国輸入関税の引き上げによる経済情勢の懸念等、依然として先行きは不透明な状況です。

当社グループが関わる物流業界においては、トラックドライバーの時間外労働時間の規制等、いわゆる物流の2024年問題に伴う労働時間の見直しや物価上昇に伴う賃金ベースアップが物流コストに多大なる影響を与えることが想定されており、荷主や取引先と協力しながら、作業の効率化や業務の見直し、適正な運賃への価格転嫁などの対応が求められております。また、資源エネルギー価格の高止まりや、米国の新政権における政策動向、中東地域をめぐる情勢などにより、引き続き燃料単価の高騰も懸念されております。

このような状況のなか、当社グループは、当社の100%子会社として、「北王流通」「北王デリバリー」「北王フードベース」を中核としたグループ体制の整備を進め、各事業会社機能の有機的な結合、サプライチェーン機能強化等、お客様の配送先増減に柔軟に対応しながら、1都9県に張り巡らせた食品共配ネットワークと、都心デポの拡張により、お客様の開拓を継続して参りました。第5期を最終年度とする中期経営計画を策定し、「安心をつなぐ食品流通イノベーター」であることを方針とし、人材・設備・ITへの投資を強化し、持続可能で高付加価値な物流基盤の構築を推進しております。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高6,559,405千円（前期比19.2%増）、営業利益51,817千円（前期は154,699千円の営業損失）、経常利益26,645千円（前期は167,501千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益12,216千円（前期は124,951千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ96,679千円増加し、当連結会計年度末には464,793千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は476,565千円（前年同期は140,596千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益31,707千円、減価償却費265,151千円、その他流動負債の増加113,691千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は70,738千円（前年同期は215,980千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出53,080千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は309,146千円（前年同期は121,648千円の収入）となりました。これは主に、長期借入による収入200,000千円がありましたが、短期借入金の返済による支出200,000千円、長期借入金の返済による支出185,726千円及びリース債務の返済による支出134,420千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは製品の製造を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

第2期連結会計年度(自2024年11月1日 至2025年10月31日)における受注実績は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるためサービス別に記載しております。

サービスの名称	受注高(千円)	前年同期比(%) (注) 2
トランスポート	3,071,750	—
都心デポ	807,597	—
ウェアハウス	2,611,000	—
合計	6,490,347	—

(注) 1. サービス間取引については相殺消去しております。

2. 前連結会計年度はサービスごとの受注高を集計していないため、前年同期比の記載を省略しております。

(3) 販売実績

第2期連結会計年度(自2024年11月1日 至2025年10月31日)における販売実績は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるためサービス別に記載しております。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
トランスポート	3,163,790	5.70
都心デポ	764,827	96.63
ウェアハウス	2,630,786	24.00
合計	6,559,405	19.18

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
三井物産流通グループ(株)	2,226,660	40.5%	2,312,349	35.3%
(株)久世	517,466	9.4%	794,304	12.1%

3 【対処すべき課題】

(1) 経営理念

当社グループは「安心をつなぐ食品流通イノベーター」を経営理念に掲げ、食品の安定供給を行い人々の快適な食生活をサポートすること、また、サプライチェーン全体を見据えた革新的な流通システムを提供し、真心のこもったサービスで安心と信頼をお届けすることを希求しております。

(2) 対処すべき課題等

当社グループが属する物流業界では、2024年4月1日から「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」が適用され、トラックドライバーの年間時間外労働時間に960時間の上限が課されることにより輸送能力不足等様々な問題が発生しております（以下、「2024年問題」という。）。

この2024年問題により慢性的な労働力不足が発生していることに加え、近年のエネルギー価格の高騰等の外部環境の変化も重なり、法規制への対応を含めた事業構造の転換が必要となっております。かかる状況の中、当社グループの対処すべき課題と施策は以下のとおりです。

① 労働力不足への対応

2024年問題に起因する労働力不足に加え、少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれており、慢性的に労働力が不足することが想定されます。そこで、当社グループとしてDX化を広く推進し、荷物情報の可視化や見積・受注・請求フローの自動化等により業務効率化を図ってまいります。また、法令遵守を基盤に安全・IT点呼体制を進めるとともに、トラックドライバーの定着促進と外国籍人材の活用を推進してまいります。

② 高付加価値な物流基盤の構築

2024年問題による輸送能力の不足に継続的に対応するため、また当社グループの持続的な事業成長のために、DX化を含む効率的な配送体制の構築は不可欠であると認識しております。そこで、専用便に依存しない体制への見直しを進めるとともに、共同配送の強化を押し進め、都心デポを活用した効率的な配送体制の構築を今後とも推進してまいります。多様な納品条件に対応できる標準モデルを整備し、人手不足及び高度化が予想される納品要件にも対応することを目指しております。

また、設備及びITへの投資を強化していく方針であり、コールドチェーン共配網の拡大とM&Aによる拠点拡大を通じ、関東全域で高付加価値の物流モデルの確立を目指しております。

③ 人材の確保及び育成

当社グループの事業拡大のためには、新たな拠点を増やしていくことが必要不可欠であり今後さらに人材の確保と育成が必要となることが考えられます。安定的に人材を採用するため多様なチャネルを活用してまいります。また、国内における労働力人口の減少が進む中、外国籍人材の活用体制を構築することが当社グループの成長に不可欠であると認識しております。そこで、多言語採用体制を整備し、多様な人材の確保を目指すとともに、外国人の管理者の育成体制を整備し、外国籍人材の定着と育成を強化する方針であります。

4 【事業等のリスク】

(1) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを最優先とした経営を推進しています。しかしながら、商品・サービスや労働・安全、サプライチェーン全体におけるコンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、各種法令に抵触する事態が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した事象に対する追加的な費用の発生等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。特に、運行管理や輸送においての法令違反が発生した場合、行政処分や刑事処分を受ける可能性があるだけでなく、人命にも影響があり、主要事業の継続に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループは、グループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しています。グループ経営の健全性を高める基盤として、販売管理規程に基づく商品管理プロセスの適切な運用や、システムを活用した運行管理、社員への理念教育の実施、不適切事案の早期発見と適切な対応を行うための社内通報制度や社内相談窓口の設置、ビジネスパートナーとの定期的な協議の実施と適切な体制・プロセス・仕組みの整備などに取り組むとともに、内部監査部門がリスクアプローチによる監査を計画的に実施しています。なお、物流業界における昨今の法改正に対して、改正から施行までの期間に十分な準備を行い、法改正で定められた内容に現行の業務オペレーションや社内規程を対応させるなど、グループ各社にて法改正対応を実施しています。

(2) 情報システム管理に係るリスク

当社グループは、各事業において情報システムを利用しており、事故や災害、社内や取引先における不正やミス、サイバー攻撃等によりその機能に重大な影響を受けた場合、当該情報システムの停止、誤作動等のほか、情報の漏えい等が生じることで、当社グループの事業運営に支障を来すとともに、当社グループの経営成績及び財政状態等が影響を受ける可能性があります。

当社グループとしては、「情報システム管理規程」に従い、情報の漏えい、改ざん、不正利用等の防止や情報システムの安定稼働に必要な対策を講じています。特に、当社グループは、物流の要であるトランスポートサービス及びウェアハウスサービスを営んでいることも踏まえ、サイバーセキュリティの確保をリスク管理の重要な要素と位置付けており、グループ全体で継続的にセキュリティレベルの強化を図るとともに、行政等の関係機関とも積極的に連携して情報収集に努めるなど、継続的に対策を講じているほか、「リスク管理規程」を整備し、危険を未然に回避するための基本方針の普及及び適切な再発防止策を講じる体制を構築しています。また、個人情報については、上記に加え、国内の個人情報保護に関する法令を遵守するよう、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適切な利用と保護を図る体制を整備するとともに、役職員に対する教育等に取り組んでいます。

(3) 法的規制及び環境規制に関するリスク

当社グループは、貨物自動車による運送並びに倉庫保管を主要な事業として行っておりますが、係る事業を行うにあたっては法的規制（貨物自動車運送事業法、倉庫業法、各種環境規制等）を受けており、事業を開始するにあたっては上記法律に基づいた申請を行い、国土交通大臣の許可を得るまたは登録を行う必要があります。

当社グループは、これらの法的規制を遵守し、環境規制に対応するため、法令違反等の防止マニュアルを確実に実行し、内部管理体制の整備や安全推進体制の強化を通して従業員及び協力会社の「安全意識」の向上を図っております。本発行者情報提出日現在において事業運営上の支障をきたす状況は生じておりません。しかしながら、法令または条例の改正により、対応のための更なるコストが発生する場合、または将来何らかの事由により処分を受けた場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制緩和等によるリスク（競合先多様化）

当社グループは、物流事業を展開しており、トラックを保有しております。近年のドライバー不足等解消を目的として、道路運送法及び貨物自動車運送事業法等が改正され、事業参入障壁が緩和された場合には、物流事業者と旅客事業者間での業務提携やM&Aが加速する可能性があります。さらに、小規模事業者の参入が増加した場合には、競争激化に伴う輸送費及び3PL業務委託費の見直し等が発生し、営業収益減少が予測されます。このような規制緩和への対応が遅れた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、積極的なDX投資により最適な物流システムを構築することで、オペレーション効率の向上を図るとともに、3PLを主軸とする複合サービスを強化することで、非価格競争力の向上に努めております。

(5) 重大な事故の発生のリスク

当社グループは、トラック等の車両を使用し、輸送を行っております。運行管理の徹底と交通安全に努めておりま

すが、重大な交通事故を発生させてしまった場合には、社会的信用及びお客様からの信頼が低下するとともに、行政処分による車両の使用停止、営業停止、事業許可の取消し等によって、業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、重大事故の発生を防ぐため、「安全マネジメント計画」を拠点別に策定し、計画的な安全指導活動等を実施しております。また、全役員及び全運輸管理職が実施する「追走指導」、安全強化活動を討議する「安全ディレクター会議」等を毎月実施し、従業員に「安全」に対する重要性を認識させております。

(6) 重大な災害の発生のリスク

当社グループは、地震、噴火、津波、台風等の自然災害や火災等の事故及び通信ネットワークを含む情報システムの停止等により、当社グループの事業活動が停止するような被害を受けた場合には、当社グループの業績に重要な悪影響を与える可能性があります。

当社グループは、車両輸送拠点を8箇所に亘って展開しているため、どこか特定のエリアや拠点が壊滅的な打撃を受けたとしても、近隣の拠点でバックアップができる体制を構築しております。

(7) 感染症の感染拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症の猛威は、収まりつつあるものの再度の流行や、また新たな感染症が拡大した場合には、業務遂行力の低下など、業績や事業継続に影響を与えるリスクが予想されます。

当社グループは、これらのリスクに対応するため、各物流拠点におけるマスク着用のルール化、感染症の拡大を想定したバックアップ体制構築等の対策をとっております。

(8) 原油価格の高騰のリスク

当社グループは、物流事業を主としており、原油価格の高騰はそのまま燃料費の値上がりに繋がり、原油価格の値上がりを運送料金に100%転嫁することが困難な状況であります。今後、原油価格が大幅に高騰した場合には、輸送コストが上昇し、業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、原油価格相場情報を常に取り入れ、今後の動向を注視して燃料の調達を行っております。

(9) 設備投資に係るリスク

当社グループは、大型物流センターや都心デポの開設など、継続的な事業の拡大のために設備投資を積極的に行っております。こうした設備投資が遅延した場合には、受注機会の喪失等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方、大規模な設備投資を行った際に、想定していた受注を期待通りに獲得できなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対応するため、当社グループでは経営戦略及び収益性等の観点から、設備投資計画時に想定されるリスクとその回避策を十分に検討したうえで、設備投資の必要性を分析し投資判断を行っております。

(10) 資金調達のリスク

当社グループは、物流センター冷凍冷蔵設備等に係る資金は、金融機関からの長期・短期の借入金によっているため、総資産に占める借入金の比率が高くなっており、設備投資の回収は長期を要することから、金利の上昇によっては業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、金利上昇による業績への影響を最小限に抑えるために、大手都心銀行や大手地方銀行を主要取引先とし、複数の金融機関より分散して借入を行うよう努めております。

(11) M&Aに係るリスク

当社グループは、M&Aについて企業成長に必要であると判断した場合、M&Aを実施する可能性があります。社会環境及び事業環境の変化、PMI（経営統合プロセス）の遅れやその他予期せぬ事態により当初計画から大幅な乖離が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、新規及び既存事業の拡大を図るとともにM&Aを活用し、企業価値向上に努めております。M&Aの実施にあたっては、事業の成長性、シナジー効果や特定の顧客等への依存度などを検証しております。企業価値算定時には、将来の事業環境等を勘案して事業変動リスクを想定し、算定委託先に対しても情報共有することで適正な企業価値算定ができるよう努めております。意思決定においては、社内規程に基づき投資委員会による出資額等の十分な討議を経て、取締役会にて慎重に協議を行い決定しております。

(12) 大口取引先の変動のリスク（特定取引先依存）

当社グループでは、現時点において、大口取引先との関係は良好に推移しておりますが、予期せぬ事象による取引契約の変更、契約解消等が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、物流機能の一括受託（3PL）を主たる事業としているため、特定の取引先に対する依存度が高くなる傾向にあります。当社グループとしましては、販売先の多様化に努めるとともに、これらの取引先と良好な信頼関係を構築し、安定した成長を目指してまいります。

また、従来より顧客ごとに異なるニーズにきめ細かく対応することにより、差別化を図ってきており、今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。

(13) 業績季節変動のリスク（繁忙期、閑散期対応）

当社グループの物流センターの取り扱いには外食及び中食チェーンが中心であります。そのため、12月には各種イベントにより年間で一番の繁忙期となり物流センターで取扱物量が増加致します。また、2月は他の月と比べると日数減の影響を受け取扱物量が少なくなる傾向にあります。これらの季節変動による取扱物量及び営業収益の増減を踏まえて、当社グループの利益計画を策定しておりますが、各種イベントや年末商戦等の生活習慣や慣例の予期せぬ変更が生じ、当社グループの取扱物量が減少し営業収益に影響が出た場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材の確保及び育成リスク

当社グループは、物流、人材サービスなどの労働集約型の事業を主要事業とするため、人材の不足、育成の失敗は、サービスの提供機会の減少、品質の低下を招くことから業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、2024年問題、労働人口の減少に対応するため、採用チャネルの増加、従業員教育の充実、職場環境の整備、更にはIT/DXを用いた業務効率化を進めております。

(15) 経営陣の確保及び育成リスク

当社グループ役員は、各担当業務分野において、重要な役割を果たしております。これら役員が業務執行できなくなった場合、並びに今後において重要な役割を担う人材を確保できなくなった場合には、当社グループの業績及び経営体制に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループでは、次世代の経営者育成に向けた執行役員を選出し、経験を積ませるなどの方策と、外部経営者採用を実施することで、日頃より後継者の育成に努めております。

(16) 担当J-Adviserとの契約の解除についてのリスク

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、または契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社（以下、「同社」とします。）からの催告無しでJ-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従う。

- (a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) または (b) に定める場合に従い、当該 (a) または (b) に定める事項に該当すること
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由または同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併または i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接もしくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載または不適正意見等
- 次の a または b に該当する場合。
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。

この連結財務諸表の作成にあたりましては、部分的に資産・負債、収益・費用の数値に影響を与えるような見積り等の介在が不可避となりますが、当社経営陣は過去の実績や提出日現在の状況等を勘案し、会計基準の許容する範囲内かつ合理的にそれらの判断を行っております。

なお、重要な会計方針につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ90,067千円増加し、1,180,171千円となりました。この主な要因は、未収還付消費税等のその他流動資産が59,637千円減少した一方、現金及び預金が96,679千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ128,281千円減少し、2,079,092千円となりました。この主な要因は、建物及び構築物（純額）が92,446千円減少したことによるものであります。

繰延資産は、前連結会計年度末に比べ1,165千円減少し、1,281千円となりました。この主な要因は、社債発行費が1,164千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ39,379千円減少し、3,260,545千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ25,860千円増加し、1,289,238千円となりました。この主な要因は、短期借入金が150,000千円減少した一方で、買掛金が44,446千円増加したこと及び未払法人税等とその他（流動負債）合計で138,716千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ81,118千円減少し、1,792,830千円となりました。この主な要因は、社債が39,000千円減少したこと及びリース債務が45,857千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ55,257千円減少し、3,082,069千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度の純資産は、前連結会計年度末に比べ15,877千円増加し、178,475千円となりました。この主な要因は、利益剰余金が12,216千円増加したこと及び退職給付に係る調整累計額の増加3,661千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.6%増加し、5.5%となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は6,559,405千円（前連結会計年度比19.2%増）となりました。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は5,891,883千円（前連結会計年度比16.0%増）となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は667,522千円（前連結会計年度比58.0%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は615,704千円（前連結会計年度比6.7%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は51,817千円(前連結会計年度は154,699千円の営業損失)となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は26,645千円(前連結会計年度は167,501千円の経常損失)となりました。

(税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は31,707千円(前連結会計年度は172,440千円の税金等調整前当期純損失)となりました。

(法人税等)

当連結会計年度における法人税等は19,491千円(前連結会計年度は△47,489千円)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は12,216千円(前連結会計年度は124,951千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年4月22日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第2期連結会計年度(自2024年11月1日 至2025年10月31日)

当連結会計年度の設備投資については、当社の100%子会社として、「北王流通(株)」「北王デリバリー(株)」「(株)北王フードベース」を中核としたグループ体制の整備を進め、各事業会社機能の有機的に結合、サプライチェーン機能強化等、お客様の配送先増減に柔軟に対応しながら、1都9県に張り巡らせた食品共配ネットワークと、都心デポの拡張により、お客様の開拓を継続して参りました。

当連結会計年度の主な設備投資は、運送用車両の購入等を中心とする総額19,418千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

主要な設備はありません。

(2) 子会社

2025年10月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
北王流通 (株)	岩槻センター (埼玉県 さいたま市)	物流センター	630,569	459	— (—)	280,245	30,994	942,269	72
北王流通 (株)	厚木センター (神奈川県 厚木市)	物流センター	133,831	0	— (—)	42,024	2,980	178,837	42

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（ 2025年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年10月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年3月19日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	780,976	585,732	195,244	195,244	非上場	単元株式数100株
計	780,976	585,732	195,244	195,244	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年11月1日(注)1	195,244	195,244	30,000	30,000	30,000	30,000

(注) 1. 発行済み株式総数及び資本金の増加は、2023年11月1日付で北王流通(株)、北王デリバリー(株)、(株)北王フードベースの共同株式移転の方法により当社が設立されたことによるものです。

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	8	9	—
所有株式数(単元)	—	—	—	20	—	—	1,928	1,948	444
所有株式数の割合(%)	—	—	—	1.0	—	—	99.0	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 194,800	1,948	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 444	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	195,244	—	—
総株主の議決権	—	1,948	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、上場後の成長戦略の推進に必要となる運転資金および設備投資資金を確保するため、当面は配当を実施しない方針であります。内部留保を事業拡大に充当することで、中長期的な企業価値向上を図ることが株主の利益に資すると判断しております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 一名(役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	黒田 英則	1968年 10月8日	1991年4月 ㈱さくら銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 2002年10月 北王流通㈱入社 社長室長 2002年12月 同社取締役 2007年12月 同社常務取締役 2013年12月 同社専務取締役 2018年12月 同社代表取締役 2023年11月 ㈱北王GROUP設立 同社取締役 ㈱北王GROUP取締役 (現任) 北王流通㈱取締役(現任) 北王デリバリー㈱取締役 (現任) 2025年1月 ㈱北王フードベース取締役 (現任)	(注)3	(注)2	9,980
代表取締役会長	—	古瀬 一英	1962年 7月28日	1990年10月 北王㈱設立 取締役 1991年5月 同社代表取締役 1994年9月 ㈱北王(現北王デリバリー ㈱)設立 代表取締役 ㈱ベストスタッフ(現㈱北 王フードベース)設立 代 表取締役 1999年3月 2018年12月 北王㈱取締役会長 2021年10月 ㈱ベストスタッフ(現㈱北 王フードベース) 取締役 2023年11月 ㈱北王GROUP設立 代 表取締役 2025年1月 ㈱北王GROUP 代表取 締役会長(現任)	(注)3	(注)2	83,170
取締役	—	小島 仁	1972年 3月13日	1990年6月 ㈱アイティーオー入社 1995年9月 北王流通㈱入社 2000年9月 同社川口事業所所長 2005年9月 同社大宮事業所副所長 (運輸部所管) 2006年5月 同社業務本部長代行 2009年11月 同社取締役 2025年1月 ㈱北王GROUP取締役 (現任) ㈱北王フードベース代表取 締役社長(現任)	(注)3	(注)2	1,330
常務取締役	—	古瀬 伸幸 (注)7	1986年 3月11日	2008年4月 エイチ・エス証券㈱入社 2010年12月 ㈱ミツヤコーポレーション 入社 2012年11月 北王流通㈱入社 2013年6月 ㈱低温流通ネットワーク (現北王デリバリー㈱)取 締役 2017年11月 北王流通㈱ 執行役員トラ ンспорт事業部長 2018年12月 北王流通㈱常務取締役 2022年6月 ㈱低温流通ネットワーク (現北王デリバリー㈱) 北王デリバリー㈱代表取締 役(現任) 2023年11月 ㈱北王GROUP取締役 2026年1月 ㈱北王GROUP常務取締 役(現任)	(注)3	—	24,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)	
取締役	管理部 部長	佐藤 俊平	1983年 6月18日	2008年4月 2017年5月 2019年9月 2025年1月 2026年1月	日本ユニシス㈱入社 富士通㈱入社 北王流通㈱入社 北王流通㈱取締役(現任) ㈱北王GROUP取締役 (現任)	(注)3	—	—	
監査役	—	及川 幸雄	1969年 7月31日	1994年6月 2002年2月 2005年1月 2006年5月 2007年11月 2025年1月	北王流通㈱入社 同社大田事業所長 同社さいたま事業所長 同社業務本部長代行 兼 同社さいたま事業所長 同社取締役 ㈱北王GROUP監査役 (現任)	(注)4	(注)2	798	
監査役	—	大秦 進	1947年 9月24日	1965年4月 1983年9月 2000年10月 2022年11月 2026年1月	㈱ホリケン入社 ㈱創作きもの三愛創業(現 ㈱サンアイ) 同社代表取締役(現任) ㈱ヤマサン設立 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現 任) ㈱北王GROUP監査役 (現任)	(注)4	—	—	
計									119,278

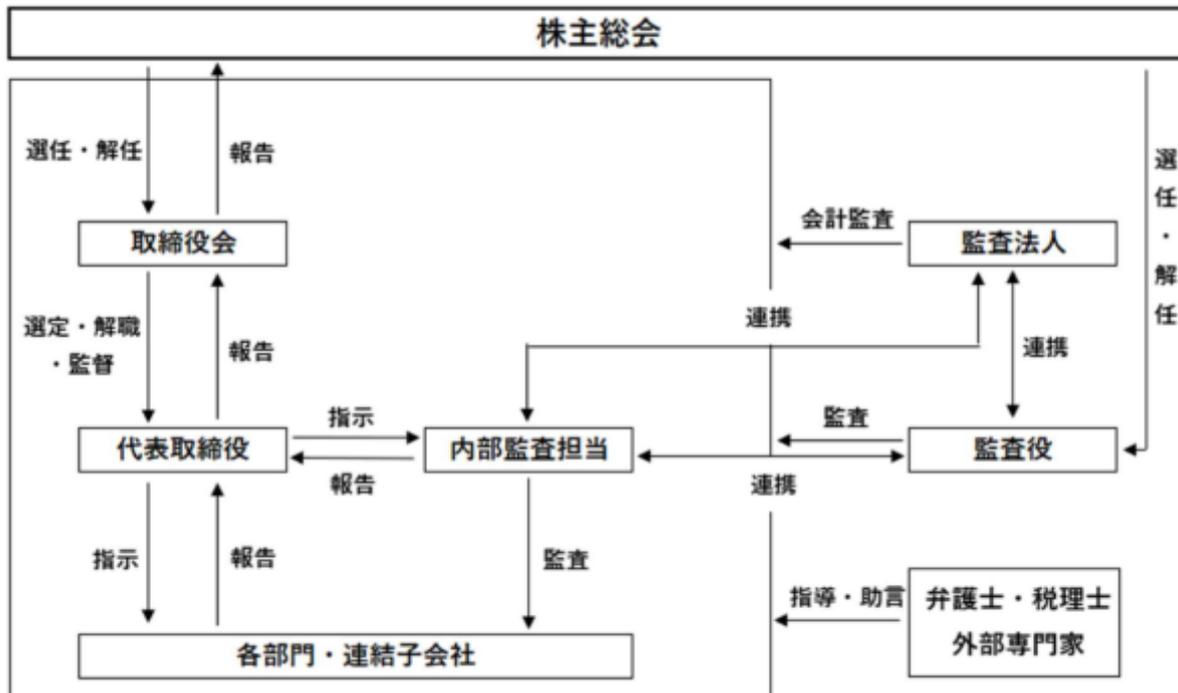
- (注) 1. 監査役大秦進は、会社法第2条15号に定める社外監査役であります。
2. 2025年10月期における役員報酬の総額は161,439千円を支給しております。
3. 取締役の任期は、2026年1月31日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年1月31日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する株主総会終結の時までであります。
5. 取締役古瀬伸幸は、取締役会長古瀬一英の子であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのため、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、経営及び業務執行に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視をしております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役により構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、策定した監査計画に従い、取締役会への出席のほか、資料の閲覧、重要な会議等への出席、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人Innovationと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年10月期において監査を執行した公認会計士は橋本剛氏、森川真氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部監査及び監査役監査

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長が指名した内部監査人（担当者3名）を配置しております。内部監査人は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から当社グループ会社の全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、業務活動の改善及び適切な運営を資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査法人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役1名で構成され、株主総会や取締役会に加え、監査法人や内部監査人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、取締役会の意思決定プロセスの監視や検証及び内部統制システムの構築と運用の監査の実施などにより監査の充実を図っております。

監査役の活動は、取締役会への出席や代表取締役社長との意見交換、稟議等重要な書類の閲覧、子会社を含む事業所への往査等であります。常勤監査役につきましては、上記の活動のほかに継続的に関係部署にヒアリングを行い、監査役監査の充実を図っております。

④ リスクの管理体制

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外監査役

当社では、社外監査役1名の選任を行っております。社外監査役の大森 進は当社社外監査役就任以前の長年にわたる健康食品等の実店舗及び通信販売の業務経験から得た豊富な知識を有しており、監査役としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断しております。なお、社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役の選任に関しては、「監査役規程」において、社外監査役の独立性及び中立性に関する基準及び方針を定めており、社外監査役の適切な職務遂行に対する重要性を理解し明文化しております。

当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 自己株式の取得

該当事項はありません。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,000	—
連結子会社	—	—
計	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は、当社グループの事業規模、業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人Innovationにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	368,114	464,793
売掛金	※1 603,993	※1 670,878
未収還付法人税等	10,442	—
その他	108,055	48,417
貸倒引当金	△501	△3,919
流動資産合計	1,090,104	1,180,171
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 1,193,360	※2 1,100,914
機械装置及び運搬具（純額）	※2 25,880	※2 19,881
土地	152,243	152,243
リース資産	501,196	437,353
その他（純額）	※2 66,913	※2 52,918
有形固定資産合計	1,939,594	1,763,311
無形固定資産		
ソフトウェア	8,198	23,328
ソフトウェア仮勘定	39,466	73,587
のれん	16,516	10,322
その他	1,662	1,662
無形固定資産合計	65,843	108,902
投資その他の資産		
敷金	170,302	172,369
その他	31,633	34,509
投資その他の資産合計	201,935	206,878
固定資産合計	2,207,373	2,079,092
繰延資産		
社債発行費	2,446	1,281
繰延資産合計	2,446	1,281
資産合計	3,299,924	3,260,545

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)		当連結会計年度 (2025年10月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※ 3	318,680	※ 3	363,127
未払費用		301,403		282,511
リース債務		120,530		103,450
資産除去債務		—		418
賞与引当金		42,106		44,387
未払法人税等		2,263		27,127
短期借入金	※ 4	200,000	※ 4	50,000
1年内償還予定の社債		39,000		39,000
1年内返済予定の長期借入金		175,724		201,696
その他		63,668		177,520
流動負債合計		1,263,378		1,289,238
固定負債				
社債		53,500		14,500
長期借入金		947,910		936,212
退職給付に係る負債		60,718		64,845
リース債務		384,014		338,157
資産除去債務		405,507		410,768
繰延税金負債		18,924		12,973
その他		3,374		15,374
固定負債合計		1,873,948		1,792,830
負債合計		3,137,326		3,082,069
純資産の部				
株主資本				
資本金		30,000		30,000
資本剰余金		89,412		89,412
利益剰余金		43,185		55,402
株主資本合計		162,598		174,814
その他の包括利益累計額				
退職給付に係る調整累計額		—		3,661
その他の包括利益累計額合計		—		3,661
純資産合計		162,598		178,475
負債純資産合計		3,299,924		3,260,545

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)		当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)	
売上高	※1	5,503,750	※1	6,559,405
売上原価		5,081,242		5,891,883
売上総利益		422,507		667,522
販売費及び一般管理費	※2	577,207	※2	615,704
営業利益又は営業損失(△)		△154,699		51,817
営業外収益				
受取利息及び配当金		20		985
保険金収入		6,504		1,755
雑収入		3,234		2,132
営業外収益合計		9,759		4,873
営業外費用				
支払利息		18,177		22,154
リース解約損		3,836		7,184
雑損失		546		706
営業外費用合計		22,560		30,045
経常利益又は経常損失(△)		△167,501		26,645
特別利益				
固定資産売却益	※3	808	※3	6,835
特別利益合計		808		6,835
特別損失				
固定資産売却損	※4	2,657		—
固定資産除却損	※5	3,090	※5	1,773
特別損失合計		5,747		1,773
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)		△172,440		31,707
法人税、住民税及び事業税		8,625		27,127
法人税等調整額		△56,115		△7,635
法人税等合計		△47,489		19,491
当期純利益又は当期純損失(△)		△124,951		12,216
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△124,951		12,216

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△124,951	12,216
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	—	3,661
その他の包括利益合計	—	3,661
包括利益	△124,951	15,877
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△124,951	15,877

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	89,412	168,137	287,549
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△124,951	△124,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	—	△124,951	△124,951
当期末残高	30,000	89,412	43,185	162,598

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	287,549
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△124,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△124,951
当期末残高	—	—	162,598

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	89,412	43,185	162,598
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			12,216	12,216
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	—	12,216	12,216
当期末残高	30,000	89,412	55,402	178,475

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	162,598
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			12,216
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,661	3,661	3,661
当期変動額合計	3,661	3,661	3,661
当期末残高	30,000	259,557	178,475

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△172,440	31,707
減価償却費	247,250	265,151
のれん償却額	6,193	6,193
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,245	3,418
受取利息及び受取配当金	△20	△985
支払利息	18,177	22,154
有形固定資産売却損益(△は益)	1,848	△6,835
固定資産除却損	3,090	1,773
売上債権の増減額(△は増加)	△132,356	△66,884
仕入債務の増減額(△は減少)	94,322	43,814
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,829	2,281
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	6,852	4,126
社債発行費償却	781	1,164
未払費用の増減額(△は減少)	146,556	△18,892
その他の流動資産の増減額(△は増加)	10,263	59,637
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△51,500	113,691
その他の固定負債の増減額(△は減少)	—	12,000
その他	6,885	10,946
小計	190,489	484,463
利息及び配当金の受取額	20	985
利息の支払額	△13,317	△17,062
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△36,596	8,179
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,596	476,565
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△10	—
有形固定資産の取得による支出	△182,849	△20,961
有形固定資産の売却による収入	6,963	8,683
無形固定資産の取得による支出	△32,977	△53,080
敷金及び保証金の差入による支出	△3,793	△2,067
投資その他の資産の増減額(△は増加)	△3,313	△3,313
投資活動によるキャッシュ・フロー	△215,980	△70,738

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	50,000
短期借入金の返済による支出	△755,000	△200,000
長期借入れによる収入	1,007,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△165,215	△185,726
社債の償還による支出	△39,000	△39,000
リース債務の返済による支出	△126,136	△134,420
財務活動によるキャッシュ・フロー	121,648	△309,146
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	46,263	96,679
現金及び現金同等物の期首残高	321,850	368,114
現金及び現金同等物の期末残高	368,114	464,793

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

北王流通(株)

北王デリバリー(株)

(株)北王フードベース

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産(のれん、リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の効果の及ぶ期間を合理的に見積り、当該期間にわたり定額法により償却しております。ただし、僅少なものについては発生年度に全額償却しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、次期支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、

期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法によりそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の算定基準

当社グループの主要なサービスは、トランスポート、都心デポ及びウェアハウスの3つのサービスに区分され、それぞれのサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① トランスポート

トランスポートサービスでは、主に食品物流センター・食品倉庫から店舗まで貨物自動車による食品の配送を行っております。このサービスにおいては、「荷主から依頼された食品を荷主の指定する場所に配送する義務」を負っており、履行義務の充足する通常の時点は顧客の指定する場所に配送が完了した時点であると判断しております。

② 都心デポ

都心デポサービスでは、主に都心デポ（小型配送ステーション）から店舗まで貨物自動車による食品の配送を行っております。このサービスにおいては、「荷主から依頼された食品を荷主の指定する場所に配送する義務」を負っており、履行義務の充足する通常の時点は顧客の指定する場所に配送が完了した時点であると判断しております。

③ ウェアハウス

ウェアハウスサービスでは、食品物流センター・食品倉庫の運営を受託し、荷主から寄託を受けた食品の入荷・保管管理・ピッキング・発送を行っております。食品を保管管理するサービスにおいては、「荷主から寄託された食品を一定期間保管管理する義務」を負っており、契約期間を履行義務の充足期間として、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しております。荷主の食品を入荷・ピッキング・発送するサービスにおいては、「荷主から依頼された食品を食品物流センター・食品倉庫に入荷し、荷主が指定する場所に発送する義務」を負っており、履行義務の充足する通常の時点は食品物流センター・食品倉庫から発送または出庫した時点であると判断しております。

なお、約束された対価については、履行義務充足後1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	1,939,594	1,763,311
無形固定資産	65,843	108,902
減損損失	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、資産のグループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、次年度以降の事業計画を基礎としております。また、当該事業計画には、将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれており、これらの見積りには、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しています。一方で、市場環境の変化および会社の経営状況により、仮定の見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	87,682 千円	87,084 千円
繰延税金負債	△106,607 "	△100,057 "
純額(負債)	△18,924 "	△12,973 "

連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行

われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採用入れるのではなく、主要な定めのみを採用入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
売掛金	603,993 千円	670,878 千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	481,717 千円	571,479 千円

※3 買掛金のうち、顧客との契約から生じた債務の金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
買掛金	318,680 千円	363,127 千円

※4 当社の連結子会社（北王流通株式会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座借越契約及び借入未実行残高が次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
当座借越限度額 及び貸出コミットメントの総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	200,000 〃	50,000 〃
差引額	100,000 千円	250,000 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
役員報酬	145,442	千円	161,439	千円
給与手当	106,422	〃	97,083	〃
減価償却費	71,155	〃	83,255	〃
退職給付費用	9,090	〃	10,859	〃
賞与引当金繰入額	597	〃	2,608	〃
貸倒引当金繰入額	—	〃	3,418	〃

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
機械装置及び運搬具	808	千円	6,835	千円
計	808	千円	6,835	千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
建物及び構築物	2,657	千円	—	千円
計	2,657	千円	—	千円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
建物及び構築物	3,090	千円	1,773	千円
計	3,090	千円	1,773	千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
退職給付に係る調整額		
当期発生額	—	5,346
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	5,346
法人税等及び税効果額	—	△1,685
退職給付に係る調整額	—	3,661
その他の包括利益合計	—	3,661

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	195,244	—	—	195,244

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	195,244	—	—	195,244

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金	368,114 千円	464,793 千円
現金及び現金同等物	368,114 千円	464,793 千円

※2 重要な非資金取引

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	314,453 千円	66,391 千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、食品ロジスティクス事業関連における冷凍冷房設備(建物及び構築物)及び配送用車両(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
1年内	8,629 千円	6,922 千円
1年超	12,517 "	5,594 "
合計	21,146 千円	12,517 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、食品ロジスティクス事業を行うための設備投資計画や修繕計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資については短期的な預金等において運用し、また、短期的な運転資金は、銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、財務経理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の財務経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち25.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	170,302	144,068	△26,233
資産計	170,302	144,068	△26,233
(1) 短期借入金	200,000	199,943	△56954
(2) 社債	92,500	92,503	3
(3) 長期借入金	1,123,634	1,168,221	44,587
(4) リース債務	504,545	514,827	10,281
負債計	1,920,679	1,975,495	54,816

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	172,369	146,807	△25,561
資産計	172,369	146,807	△25,561
(1) 短期借入金	50,000	49,919	△80
(2) 社債	53,500	52,775	△724
(3) 長期借入金	1,137,908	1,121,373	△16,534
(4) リース債務	441,607	439,214	△2,392
負債計	1,683,015	1,663,283	△19,732

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	368,114	—	—	—
売掛金	603,993	—	—	—
合計	972,107	—	—	—

当連結会計年度(2025年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	464,793	—	—	—
売掛金	670,878	—	—	—
合計	1,135,672	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	39,000	39,000	14,500	—	—	—
長期借入金	175,724	161,688	115,505	91,656	73,711	505,350
リース債務	120,530	94,344	78,472	57,769	32,790	120,637
合計	535,254	295,032	208,477	149,425	106,501	625,987

当連結会計年度(2025年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	39,000	14,500	—	—	—	—
長期借入金	201,768	155,585	131,736	113,791	84,800	450,210
リース債務	103,447	87,666	67,056	42,170	36,275	105,209
合計	394,215	257,751	198,792	155,961	121,075	555,419

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年10月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	144,068	—	144,068
資産計	—	144,068	—	144,068
短期借入金	—	199,943	—	199,943
社債	—	92,503	—	92,503
長期借入金	—	1,168,221	—	1,168,221
リース債務	—	514,827	—	514,827
負債計	—	1,975,495	—	1,975,495

当連結会計年度(2025年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	146,807	—	146,807
資産計	—	146,807	—	146,807
短期借入金	—	49,919	—	49,919
社債	—	52,775	—	52,775
長期借入金	—	1,121,373	—	1,121,373
リース債務	—	439,214	—	439,214
負債計	—	1,663,283	—	1,663,283

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、賃借している建物の残存耐用年数に相当する期間の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて非積立型制度であります。)では、職位と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の原資に相当する基本退職金基準ポイントを設けております。基本退職金基準ポイントには、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを累積しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
退職給付債務の期首残高	53,865	60,718
勤務費用	8,425	9,849
利息費用	665	758
数理計算上の差異の発生額	—	△5,346
退職給付の支払額	△2,238	△1,134
退職給付債務の期末残高	60,718	64,845

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
積立型制度の退職給付債務	60,718	64,845
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	60,718	64,845
退職給付に係る負債	60,718	64,845
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	60,718	64,845

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
勤務費用	8,425	9,849
利息費用	665	758
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	252
確定給付制度に係る退職給付費用	9,090	10,859

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
数理計算上の差異	—	△5,346
合計	—	△5,346

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
未認識数理計算上の差異	—	△5,346
合計	—	△5,346

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
割引率	1.3 %	1.9 %
予想昇給率	2.1 %	2.1 %

(注)当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.3%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を1.9%に変更しております。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

該当事項はありません。

4. 確定拠出制度

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)		当連結会計年度 (2025年10月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	3,370	千円	—	千円
退職給付引当金	18,591	〃	20,439	〃
賞与引当金	12,892	〃	13,990	〃
資産除去債務	124,166	〃	129,606	〃
未払費用	46,668	〃	44,531	〃
未払事業税	—	〃	1,913	〃
リース債務	1,025	〃	1,340	〃
減価償却超過額	5,132	〃	4,868	〃
繰延税金資産小計	211,849	千円	216,690	千円
評価性引当額	△124,166	〃	△129,606	〃
繰延税金資産合計	87,682	千円	87,084	千円
繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用	△106,602	千円	△98,372	千円
退職給付引当金	—	〃	△1,685	〃
その他	△4	〃	—	〃
繰延税金負債合計	△106,607	〃	△100,057	〃
繰延税金資産純額	△18,924	千円	△12,973	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	しております。	△0.48 %
住民税均等割等		8.28 %
評価性引当額の増減		17.16 %
所得拡大促進税制による税額控除		△1.00 %
連結修正による影響		8.42 %
中小法人等の軽減税率		△4.81 %
その他		3.30 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		61.47 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

食品ロジスティクス事業の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年から15年と見積り、割引率は期末日における国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	398,256 千円	405,507 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,080 "	252 "
時の経過による調整額	5,170 "	5,247 "
期末残高	405,507 千円	411,186 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	食品ロジスティクス事業				合計
	トランスポートサービス	都心デポサービス	ウェアハウスサービス	計	
一時点で移転される財又はサービス	2,993,246	388,974	1,326,080	4,708,300	4,708,300
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	795,449	795,449	795,449
顧客との契約から生じる収益	2,993,246	388,974	2,121,529	5,503,750	5,503,750
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,993,246	388,974	2,121,529	5,503,750	5,503,750

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	食品ロジスティクス事業				合計
	トランスポートサービス	都心デポサービス	ウェアハウスサービス	計	
一時点で移転される財又はサービス	3,163,790	764,827	1,649,038	5,577,657	5,577,657
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	981,748	981,748	981,748
顧客との契約から生じる収益	3,163,790	764,827	2,630,786	6,559,405	6,559,405
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,163,790	764,827	2,630,786	6,559,405	6,559,405

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	471,637	603,993
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	603,993	670,878

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、食品ロジスティクス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品ロジスティクス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三井物産流通グループ株式会社	2,226,660	食品ロジスティクス事業

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品ロジスティクス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三井物産流通グループ株式会社	2,312,349	食品ロジスティクス事業
株式会社久世	794,304	食品ロジスティクス事業

【関連当事者情報】

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田英則	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.0	債務保証 (注) 1	子会社建物賃貸借契 約に関する連帯保証	234,850	—	—
役員	古瀬伸幸	当社 常務取締役	(被所有) 直接 0.0	債務保証 (注) 1	子会社建物賃貸借契 約に関する連帯保証	12,239	—	—

(注) 1. 当該連結子会社は、賃貸借契約に関して、当社代表取締役社長黒田英則及び当社常務取締役古瀬伸幸から債務保証を受けております。

取引金額については、債務保証の期末残高を記載しております。

なお、債務保証については、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田英則	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.0	債務保証 (注) 1	子会社建物賃貸借契 約に関する連帯保証	176,638	—	—
役員	古瀬伸幸	当社 常務取締役	(被所有) 直接 0.0	債務保証 (注) 1	子会社建物賃貸借契 約に関する連帯保証	19,673	—	—

(注) 1. 当該連結子会社は、賃貸借契約に関して、当社代表取締役社長黒田英則及び当社常務取締役古瀬伸幸から債務保証を受けております。

取引金額については、債務保証の期末残高を記載しております。

なお、債務保証については、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	832.80 円	914.12 円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△639.98 円	62.57 円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△124,951	12,216
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△124,951	12,216
普通株式の期中平均株式数(株)	195,244	195,244
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	162,598	178,475
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	162,598	178,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	195,244	195,244

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
北王流通株式会社	第1回無担保社債	2017年 2月27日	22,500	13,500	0.37	—	2027年2月 26日
北王流通株式会社	第3回無担保社債	2021年 9月30日	20,000	10,000	0.14	—	2026年9月 30日
北王流通株式会社	第4回無担保社債	2022年 3月31日	50,000	30,000	0.36	—	2027年3月 31日
合計	—	—	92,500	53,500	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
39,000	14,500	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	50,000	2.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	175,724	201,696	1.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	120,530	103,450	1.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	947,910	936,212	1.3	2026年11月1日～ 2034年1月4日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	384,014	338,157	1.0	2026年11月1日～ 2033年11月26日
合計	1,828,179	1,629,515	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	155,585	131,736	113,791	84,800
リース債務	87,666	67,056	42,170	36,275

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	405,507	5,679	—	411,186

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りでございます。 http://www.hrg.co.jp/ir
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO MARKETに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
古瀬 一英 (注) 1、3、4	東京都港区	83,170	42.6
古瀬 伸子 (注) 1、4	東京都港区	48,962	25.1
古瀬 健二 (注) 1、4	東京都港区	24,206	12.4
古瀬 伸幸 (注) 1、3、4	東京都港区	24,000	12.3
黒田 英則 (注) 1、2、3	東京都港区	9,980	5.1
三井物産流通グループ(株) (注) 1	東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 1 号	2,000	1.0
小島 仁 (注) 1、3	埼玉県さいたま市	1,330	0.7
及川 幸雄 (注) 1、3	埼玉県川口市	798	0.4
鈴木 正巳 (注) 1	千葉県船橋市	798	0.4
計	—	195,244	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等 (当社の役員)
 4. 特別利害関係者等 (当社役員の子親等内の血族)

独立監査人の監査報告書

2026年3月13日

株式会社北王GROUP

取締役会 御中

監査法人 Innovation

東京事務所

指定社員 公認会計士 橋本 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森川 真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北王GROUPの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北王GROUP及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの

整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか

どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。